

安全装置等導入促進助成事業実施要綱

(社) 山口県トラック協会
平成 18 年 5 月 15 日制定
平成 22 年 3 月 24 日改正
平成 23 年 3 月 24 日改正

(目的)

第 1 条 この助成は、山口県トラック協会（以下「山ト協」という）の会員事業者の事業用トラック等の交通事故を抑止するための危険予測に効果があると思われる安全装置等装着の導入を促進し、交通事故ゼロを目指すことを目的とする。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とする。

(1) 後方視野確認支援装置とは、次の各号に掲げる機能を有するものとする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時（前進を含む）において後方視野が確保できること。
- ③ 概ね、ルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

(2) ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置とは、国の補助対象と同一のものとする。

(3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置とは、国の補助対象と同一のものとする。

2 前項（1）の装置の対象商品は、別表 1 のとおりとする。前項（2）及び（3）の装置の対象商品は、別表 2 のとおりとする。

(助成金額)

第 3 条 助成金額は、会員事業者が装置をあらたに購入して装着した場合、前条（1）の装置については、購入価格の 2 分の 1 の額とする。（全日本トラック協会助成分を含み、千円未満は切り捨てとする。）ただし、6 万円を限度とする。前条（2）及び（3）の装置については、購入価格の 2 分の 1 の額とする。（全日本トラック協会助成分を含み、千円未満は切り捨てとする。）ただし、2 万円を限度とする。

(助成金交付承認申込み)

第 4 条 会員事業者は、安全装置等の装着に際して、助成金の交付を得ようとするときは、別紙、助成金交付（承認）申込書（様式 1）により、山ト協会長に対して申込みを行い、助成金交付承認を受けて取り付けを行うも

のとする。

2 前項の申込みに必要な添付書類は、別に定める。

3 山ト協は、前項の助成金交付（承認）申込みがあった場合は、内容を審査するとともに、助成金交付限度額に達してないことを確認して、別紙、助成金交付承認書（様式2）により申込者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第5条 前4条の助成承認を受けた会員事業者は、安全装置等の装着を行い別紙、助成金交付請求書（様式3）により、山ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の請求に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第6条 山ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは速やかにその内容を審査し、会員事業者に対して助成金を交付する。

（財産の処分の制限）

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ山ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他）

第8条 本要綱に記載のない事項については、全ト協と協議して対処する。

（附則）

第1条 本要綱は、平成18年7月1日より施行する。

第2条 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

第3条 本要綱は、平成23年4月1日より適用する。